

コンテナ２９３号 利用規約

１．本施設について

コンテナ２９３号（以下、本施設という。）は、市中心部の活性化および周遊活性化を目指して、津久見観光周遊創出事業を通じて、市民とともに整備したものです。

名称	所在地	利用可能時間
コンテナ２９３号	中央町７６０番１１９	原則：午前９時～午後９時まで ※イベント等での利用を除く。

２．管理者・事務局

本施設は、津久見市周遊活性化対策協議会（以下、協議会という。）が所有・管理します。事務局は、協議会の事務局である、津久見市商工観光・定住推進課が担当します。利用・占用申請書の配布、利用・占用申請の承諾等は、下記で受け付けます。

所有・管理元	所在地	受付時間	電話	FAX
津久見市 商工観光・定住推進課	宮本町２０－１５ （市役所本館２階）	平日：午前８時３０分～午後５時まで	８２－ ９５４２	８２－ ９５２０

利用申請先	予約確認	申請書配布	申請先	減免申請	鍵の管理
津久見市 商工観光・定住推進課	○	○	○	○	○

※鍵の管理は、津久見市役所宿直室も行います（夜間・休日等のみ対応）。

３．利用・占用者

津久見市内に在住する者（主催者）または津久見市内の事業者で、市中心部から市内各所への周遊を促すこと、または商店街への集客、にぎわいの創出や地域活性化等、市のまちづくりに寄与することを目的に利用する方

４．フリースペース利用

「表１ コンテナ２９３号利用」に定める日・時間はフリースペースとして開放します。

表１ コンテナ２９３号利用

利用日等	利用時間等
土曜日・日曜日・祝日	午前１０時～午後４時まで
備考	年末年始は閉館します。荒天時等は予告なく閉館することがあります。

5. 利用方法

(1) 利用料・占用料

禁止事項に抵触しない範囲で利用することができます。コンテナ293号を利用する場合は、「表2-1 コンテナ293号内施設利用料」、「表2-2 ウッドデッキ利用料」及び「表2-3 広報物占用料」に基づき、利用料・占用料を徴収します。ただし、土・日・祝祭日は公園利用者の休憩所でもあるので、コンテナ内の半分程度を休憩所として確保してください。あわせて、授乳スペースも確保してください。また、「表3 減免申請の対象」に該当する場合は、利用料・占用料を減免します。

表2-1 コンテナ293号内施設利用料

施設使用料	1時間あたり50円（30分以上は+1時間とします。） ※複数の事業者・団体等で成り立つイベント等は、主催者となる者が施設利用料を負担する。
-------	--

表2-2 ウッドデッキ利用料

ウッドデッキ利用料	1時間あたり50円（30分以上は+1時間とします。） ※複数の事業者・団体等で成り立つイベント等は、主催者となる者が施設使用料を負担する。
-----------	--

※ウッドデッキは、前（公園側）と後ろ（セブンイレブン側）があります。片方のみ利用の場合は、1時間50円となります。

表2-3 広報物占用料（ポスター・チラシ・看板・オブジェ・のぼり旗等）

広報物占用料	1事業者1日につき100円 ※設置可能場所については事務局に要相談
--------	--------------------------------------

※観光案内人等が常駐する場合に限り設置可能

※広報物の盗難や紛失、破損、事故等について、管理者は一切責任を負いません。

表3 減免申請の対象

1. 減免申請の対象

つくみん公園内にあるため、「津久見公園条例」の使用料減免と同様です。

- ①申請者が公共団体、保育所、幼稚園、学校、地区の代表である。
- ②内容・目的が利潤を伴わない。
- ③下記の団体が主催、共催または協賛である。

（津久見市、津久見市観光協会、津久見商工会議所）

2. 減免率

1の①、②、③のいずれかに該当する場合 100%減免

(2) 事前申請・予約受付

事前申請により、占用して利用することができます。申請は、FAX、電子メール、事務局への直接来訪による手続きが可能です。

【土・日・祝祭日について】

利用・占用申請は、令和3年7月予約より、土・日・祝祭日の予約は、前々月の25日(土日祝日であればその前の平日)に予約日を設定し、商工観光・定住推進課で受け付けます。日程の重複が生じた場合等は基本、抽選とします。

ただし、市や協議会の主催するイベント等に関しては事前申請ができないものとします。

【平日について】

平日については都度できるものとし、2か月先まで予約が可能です。

(例：使用希望が9／30の場合は7／1から受付)

ただし、市や協議会の主催するイベント等に関しては事前申請ができないものとします。

(3) 利用・占用申請

- ・ 「別紙1 コンテナ293号 利用・占用申請書」に必要事項を記入し、事務局へ提出し、事前に許可を得てください。
- ・ 利用料・占用料が発生する者は、「別紙2-1 コンテナ293号 実施報告書(施設利用料)」「別紙2-2 コンテナ293号 実施報告書(広報物占用料)」に必要事項を記入し、利用・占用料金とともに事務局へ提出してください。
- ・ 本施設の鍵は、事前に借り受け、使用後は速やかに返却してください。
- ・ 設置した広報物は、期間終了後速やかに撤去してください。
- ・ 利用・占用後は必ず現状復帰してください。
- ・ ゴミ類はお持ち帰りください。

6. 設備・備品等

(1) 利用・占用可能な設備・備品

本施設では、下記の設備を利用することができます。

- ・ コンテナ内スペース(床面積：約39.64㎡)
- ・ ウッドデッキスペース(屋外・オーニングテント含む)
- ・ 丸テーブル、いす
- ・ ホワイトボード、ホワイトボードマーカー
- ・ 本棚、本棚に設置してある書籍等
- ・ 冷暖房、照明、換気扇
- ・ 水道・流し台
- ・ 冷蔵庫

(2) 事前に利用・占用申請が必要な設備・備品

下記の設備を利用する際は、「別紙1 利用・占用申請書」により事前に申請をしてくだ

さい。

- ・ コンテナ内スペース（床面積：約 39.64 m²）
- ・ ウッドデッキスペース（屋外・オーニングテント含む）
- ・ 丸テーブル、いす
- ・ 水道・流し台
- ・ 冷蔵庫

7. 禁止事項

下記の行為を禁止します。発見した場合は、直ちに退出及び今後の利用・占用を禁止させていただきます。

- ・ コンテナ内の休憩所スペースを独占する行為
- ・ 持ち出し禁止の机・イス等をウッドデッキに持ち出す行為
- ・ 募金行為、宗教活動、政治活動、マルチ商法や勧誘行為
- ・ 第三者に会場の利用権の全部または一部の譲渡・転貸行為
- ・ 反社会的行為
- ・ 他の利用者の不快となる恐れのある行為
- ・ 音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす行為
- ・ 危険物の持込行為
- ・ 火気を利用する行為（調理等で消防等に必要の手続きを得た場合を除く。）
- ・ 喫煙
- ・ その他管理者の指示等に反する、または従わない場合

8. 免責等

貴重品の盗難や紛失、破損、事故等については、一切責任を負いません。

9. 損害賠償等

本施設の設備・備品・鍵等を紛失、破損した場合は、速やかに事務局に連絡してください。故意および重過失による場合は、実費相当額を請求させていただくことがあります。

附則

令和3年6月11日 策定

附則

令和4年6月 3日 改正